

介護保険セミナー

～水戸市と地域密着型サービス事業者による意見交換会～

日時：令和2年7月27日（月）14：30

場所：水戸市役所4階 中会議室1～3

提供：水戸市介護保険課・高齢福祉課

**水戸市第8期
高齢者福祉計画・介護保険事業計画
策定基本方針**

目次

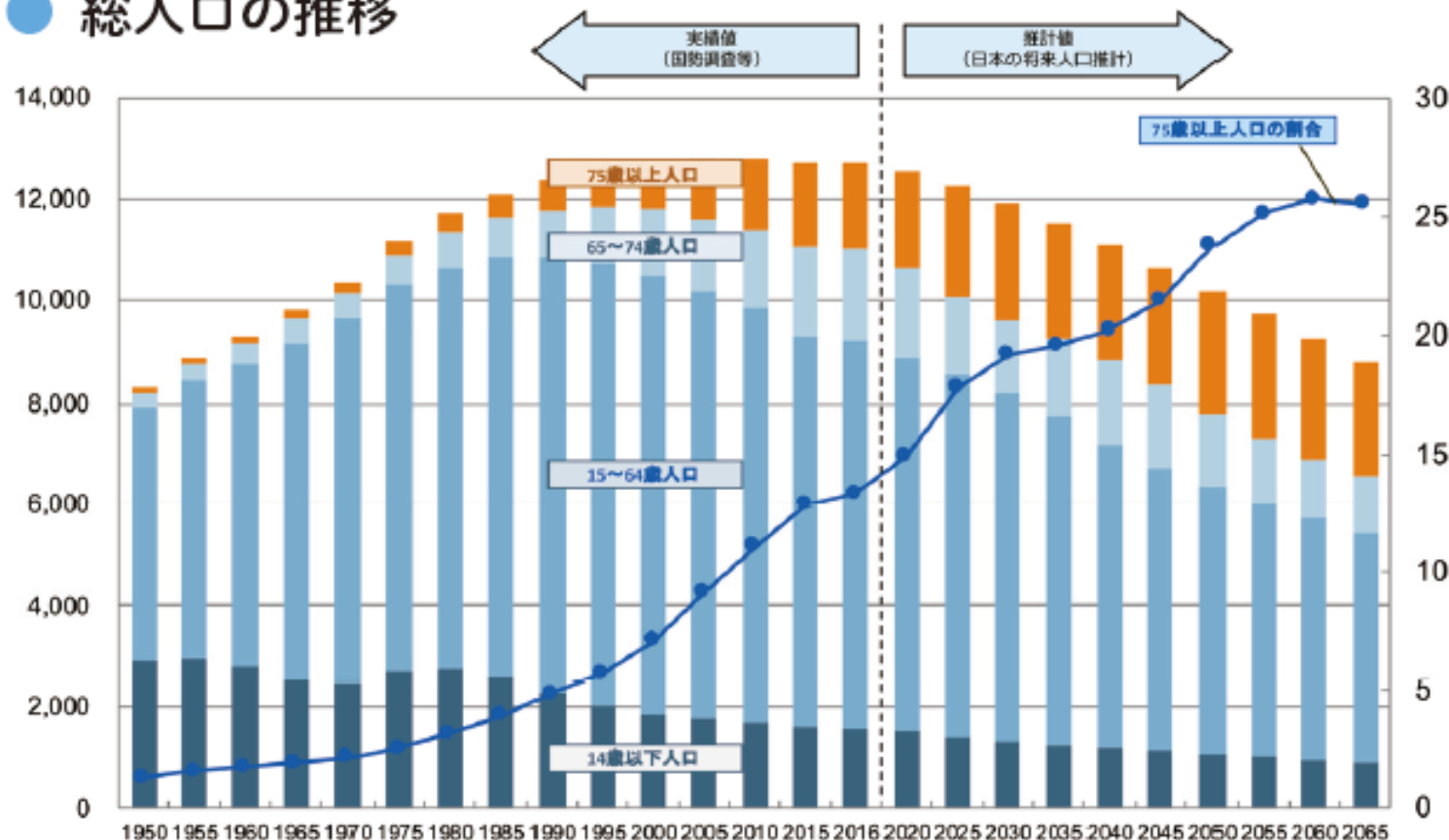
- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の基本的姿勢
- 3 計画の構成及び期間
- 4 計画策定の体制等
- 5 策定スケジュール

目次

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の基本的姿勢
- 3 計画の構成及び期間
- 4 計画策定の体制等
- 5 策定スケジュール

国の状況

● 総人口の推移



(出所)2016年までは総務省統計局「国勢調査」および「人口推計」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)中位推計」を基に作成

出典:厚生労働省

2025(令和7)年

団塊の世代が75歳以上
国民の4人に1人以上が高齢者

2040(令和22)年

団塊ジュニアが高齢者
国民の3人に1人以上が高齢者

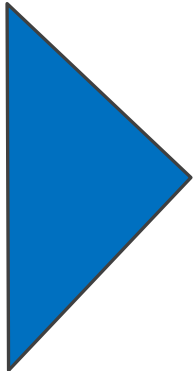


地域包括ケアシステムの
さらなる推進が**重要**

国の状況

2040年を見据えての
地域共生社会の実現に向けて

- ① 介護予防・ともに支え合う地域づくりの推進による健康寿命の延伸
- ② 地域包括ケアシステムのさらなる推進
- ③ 介護人材の確保や生産性の向上



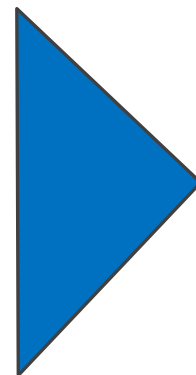
持続可能な
介護保険制度の
確立のための
見直し

水戸市の状況

水戸市第6次総合計画
—みと魁プラン—

水戸市地域福祉計画等の関連計画

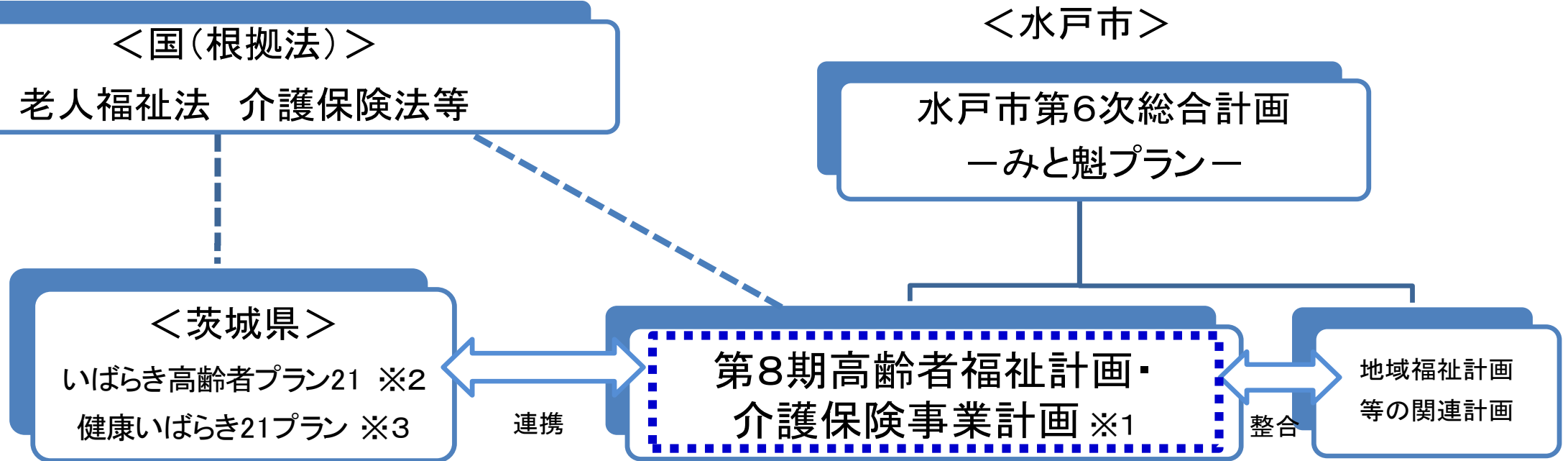
との整合



水戸市第8期
高齢者福祉計画・
介護保険事業計画
の策定

(成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく
「市町村成年後見制度利用促進計画」を内包)

計画の位置づけ



※1 高齢者福祉計画(老人福祉計画)及び介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定により一体のものとして作成されなければならないもの。

※2 いばらき高齢者プラン21は、老人福祉法第20条の9第1項の規定による茨城県高齢者福祉計画及び介護保険法第118条第1項の規定による茨城県介護保険事業支援計画の総称のこと。

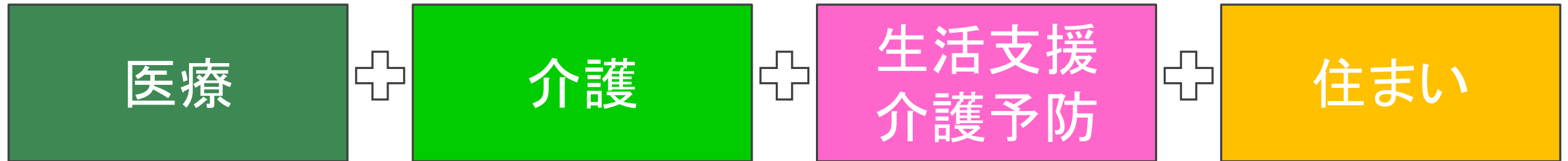
※3 健康いばらき21プランは、県民がともに支え合いながら、生涯を通じて健康で明るく元気に暮らせる社会の実現を目指して、県や関係者等が取り組むべき施策や目標を策定した計画のこと。

目次

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の基本的姿勢**
- 3 計画の構成及び期間
- 4 計画策定の体制等
- 5 策定スケジュール

概要

地域包括ケアシステムの構築



各種サービスの充実

高齢者が地域において共に支えあい、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す

(1) 介護予防と健康づくりの推進

○高齢者の健康づくりをサポートする介護予防や生活支援の取組の充実

○高齢者自身による地域貢献活動等への社会参加の促進

(2) 住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の実現

○ 相談支援体制の充実

○ 高齢者の見守り・支えあうネットワークづくりの推進

○ 高齢者が暮らしやすい環境づくりと安心・安全な暮らしの支援

(3) 認知症施策の総合的な推進

- 認知症の方と家族の視点を重視した、共生と予防の取組の強化
- 成年後見制度の利用促進

(4)介護・福祉サービスの充実

- 介護保険を中心としたサービス基盤の強化
- 介護サービスの質の向上と介護保険事業の円滑な運営
- 医療機関と介護サービス事業所等の連携推進

目次

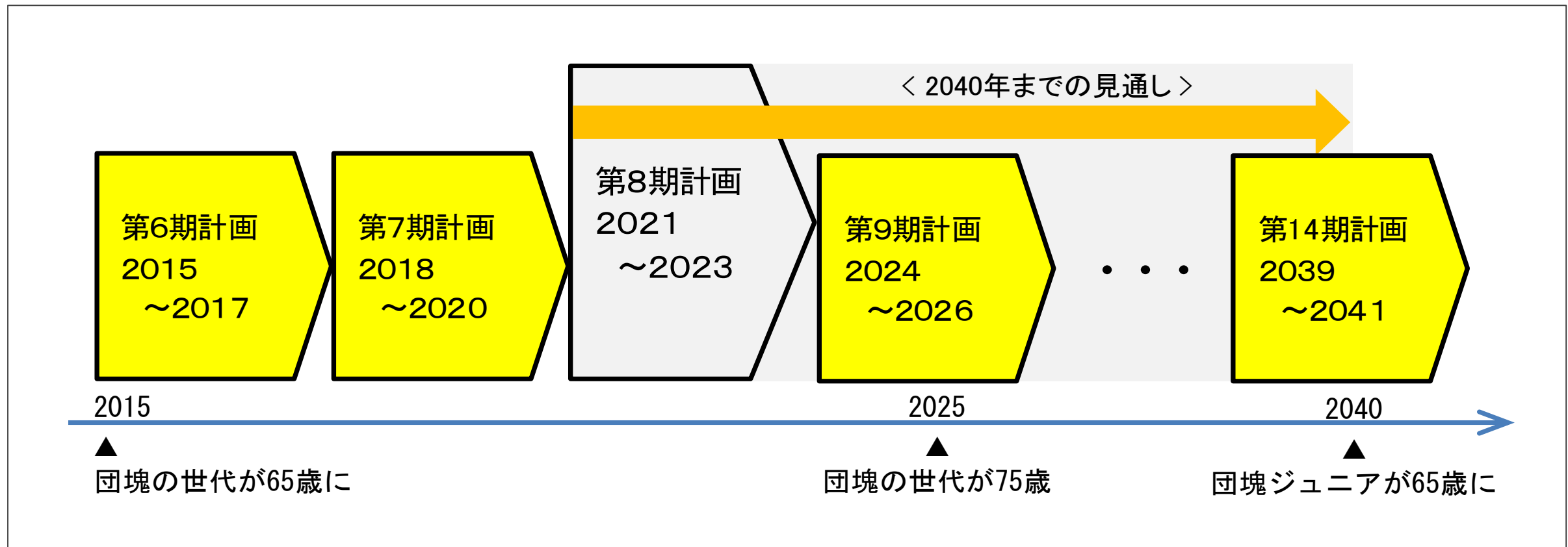
- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の基本的姿勢
- 3 計画の構成及び期間**
- 4 計画策定の体制等
- 5 策定スケジュール

(1) 計画の構成

国が定める指針に基づき、
目指すべき姿及び施策の基本的方向、
介護保険サービス量等について定める

(2) 計画の期間

2021(令和3)年度から2023(令和5)年度までの3か年
(2040(令和22)年を見据えた推計を行う)



目次

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の基本的姿勢
- 3 計画の構成及び期間
- 4 計画策定の体制等**
- 5 策定スケジュール

(1)市民参加

①水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会

→ 計画内容等の調査審議

②福祉団体, 施設等からのヒアリング

→ ヒアリングの計画への反映

③各種調査

→ 令和元年度に実施した各種調査の結果

④意見公募手続き(パブリックコメント)

(2) 庁内組織

① 庁議, 政策会議

→ 計画の決定

② 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定検討会

→ 庁内関係課との計画(案)の策定作業

③ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定検討班

(ワーキングチーム)

→ 高齢福祉課・介護保険課の職員による計画(素案)の策定作業

目次

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の基本的姿勢
- 3 計画の構成及び期間
- 4 計画策定の体制等
- 5 策定スケジュール

水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会の今後の予定

第1回会議	7月2日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の説明 ・スケジュールの確認
第2回会議	8月20日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度実績のPDCAサイクルによる事業評価
第3回会議	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・各種調査・団体ヒアリングの結果 ・施策検討の方向性の確認
第4回会議	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の委員からの意見の集約 ・計画素案(総論)の提示
第5回会議	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案(総論, 各論)の提示
第6回会議	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・予備日(市民意見公募の結果から大きく内容を変更する場合のみ)